

北海道地域商業の活性化に関する条例骨格案に対する パブリックコメント概要

- 1 意見募集期間 平成23年10月17日～11月17日
- 2 意見の提出件数 延べ154件（3人、26団体）
- 3 主な意見の内容

(1) 地域商業の活性化に関すること

- 地域ごとの特性や地域経済の実情を十分に踏まえ、実効性のある施策を策定すること。
- 買い物弱者の対策は、地域商業の重要な役割であるため、支援策についても十分に配慮した条例とすること。
- 具体的な施策の策定において、福祉など幅広い分野との連携も視野に入れた対策とすること。
- 優れた取組に対する表彰規定を設けるべき。
- 道独自の財政支援の創設、地域の要望を踏まえた財政支援措置を講ずること。

(2) 特定小売事業施設の新設等に係る届出に関すること

- 新設時、地域貢献活動計画の作成、提出などの対応として強い指導體制を整えるべき。
- 届出事項には「施設の主なテナント」や「まちづくりへの配慮」といった項目を設定すべき。
- 「隣接市町村に対し説明会の開催」や「隣接市町村の意見聴取」は不要。

(3) 地域貢献活動や撤退に関すること

- 地域貢献活動の取組状況を地元が確認できることが大切である。
- 地域貢献活動計画の提出について既存の大型店を含めて対象とすること。
- 既存の大型店についても撤退時の取組を適用されるよう要望する。
- 撤退時における関係市町村との事前協議の場を設けるよう望む。
- 地域貢献活動は、事業者自身が可能な範囲で自主的に努めることであると考える。
- 撤退時の取扱については、過度な要請を行うべきではない。

(4) その他

- 条例の実効性を高めるための措置を確保すること。
- 大型店への対応は地域の厳しい商業の状況を勘案し、面積基準の見直しも含めて検討願いたい。
- 小売商業機能の確保の推進のためには、「競い合うこと」、「競い合わせること」が重要であり、安易な保護は更なる衰退につながる。